

(別添)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成 10 年 3 月 3 日 障精第 16 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
	障 精 第 1 6 号 平成10年 3 月 3 日 一部改正 障精発第0929003号 平成18年 9 月 29 日 一部改正 障精発第1222001号 平成 18年 12月 22 日 一部改正 障精発第0526002号 平成20年 5 月 26 日 一部改正 障 精 発 0329第12号 平成25年 3 月 29 日 一部改正 <u>障精発0314第 1 号</u> <u>平成26年 3 月 14日</u>		障 精 第 1 6 号 平成10年 3 月 3 日 一部改正 障精発第0929003号 平成18年 9 月 29 日 一部改正 障精発第1222001号 平成 18年 12月 22 日 一部改正 障精発第0526002号 平成20年 5 月 26 日 一部改正 障 精 発 0329第12号 平成25年 3 月 29 日
各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿
	厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長		厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長
	精神科病院に対する指導監督等の徹底について		精神科病院に対する指導監督等の徹底について
(略)		(略)	
	記		記
1 実地指導の指導項目について (1) ～ (3) (略) (4) 精神保健指定医について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第3項、 <u>第33条の7第1項又は第34条の規定により精神障害者を入院させている精神科病院の管理者</u> （以下「病院管		1 実地指導の指導項目について (1) ～ (3) (略) (4) 精神保健指定医について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第2項、 <u>第33条の4第1項又は第34条の規定により精神障害者を入院させている精神科病院の管理者</u> （以下「病院管理者」という。）は、そ	

理者」という。)は、その精神科病院に常時勤務する精神保健指定医を置いているか。

(5)・(6) (略)

(7) 医療保護入院について

ア 入院時の診察は精神保健指定医が行っているか。

また、その診察結果は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために法第20条の規定による入院が行われる状態にないとされているか。

イ 市町村長同意の場合には、市町村長が同意後面会し患者の状況を把握しているか確認しているか。

ウ 法第33条の規定による入院があった場合には、病院管理者は同条第7項の規定による報告書を10日以内に都道府県知事又は指定都市市長あて届け出をしているか。また、平成26年4月1日以降の医療保護入院者については、その際に入院診療計画書を添付しているか。入院診療計画書に記載された医療保護入院による推定される入院期間が理由なく1年以上とされていないか。

エ 退院後生活環境相談員が7日以内に選任され、選任後、医療保護入院者及びその家族等に説明が行われているか。また、ポスターの掲示等の方法により、退院促進の措置の周知が図られているか。

オ 退院後生活環境相談員が必要に応じて適切に相談を行っているか。

カ 平成26年4月1日以降に入院した入院期間1年未満の医療保護入院者について、適切に医療保護入院者退院支援委員会を開催しているか。

キ 医療保護入院者の定期病状報告は、精神保健指定医の診察をもとに報告がなされているか。また、1年以上入院を継続する具体的な理由の記載があるか。退院に向けた取組は個別の患者ごとに検討されているか。

ク 医療保護入院者が退院した場合に、10日以内にその旨を都道府県知事又は指定都市市長あて届け出ているか。

ケ 家族等の同意書がなく、医療保護入院させているようなことはないか。

の精神科病院に常時勤務する精神保健指定医を置いているか。

(5)・(6) (略)

(7) 医療保護入院について

ア 入院時の診察は精神保健指定医が行っているか。

また、その診察結果は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないとされているか。

イ 保護者は、法第20条に定める保護者であるか。また、病院管理者は、保護者であることが入院の事情等から疑わしいと思われるとき又は保護者たり得る者が数人あるときは、法第20条に定める順位に沿った者であるか確認しているか。

ウ 扶養義務者の同意のみによって、4週間以上の入院をさせていないか。

エ 市町村長同意の場合には、市町村長が保護すべき患者の状況を把握しているか確認しているか。

オ 法第33条の規定による入院があった場合には、病院管理者は同条第7項の規定による報告書を10日以内に都道府県知事又は指定都市市長あて届け出をしているか。

カ 医療保護入院患者の定期病状報告は、精神保健指定医の診察をもとに報告がなされているか。

キ 医療保護入院患者が退院した場合に、10日以内にその旨を都道府県知事又は指定都市市長あて届け出ているか。

ク 保護者の同意書がなく、医療保護入院させているようなことはないか。

(8) ～ (10) (略) (11) 入院患者の通信面会について ア～エ (略) オ 電話・面接制限を行った場合、その事実及び理由を診療録に記載するとともに患者及び<u>患者の希望する家族等その他の関係者</u>に知らせているか。 カ～ケ (略) (12) ～ (14) (略) (15) 入院患者等のその他の処遇について ア～オ (略) カ 預り金は、原則として個人毎に口座を設けて管理し、収支状況についても個人毎に整理、把握され、患者本人、<u>家族</u>等から要請があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。 キ～サ (略) (16) (略)	(8) ～ (10) (略) (11) 入院患者の通信面会について ア～エ (略) オ 電話・面接制限を行った場合、その事実及び理由を診療録に記載するとともに患者及び<u>保護者</u>に知らせているか。 カ～ケ (略) (12) ～ (14) (略) (15) 入院患者等のその他の処遇について ア～オ (略) カ 預り金は、原則として個人毎に口座を設けて管理し、収支状況についても個人毎に整理、把握され、患者本人、<u>保護者</u>等から要請があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。 キ～サ (略) (16) (略)
--	---